

登録商標「さぬき讃レモン（商標登録出願番号：商願 2024-68065）」及び同ロゴマーク（商標登録出願番号：商願 2024-133547）使用許諾取扱要領

（制定：令和 7 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 本要領は、条件を満たす香川県産レモンの呼称である商標「さぬき讃レモン」及び同ロゴマーク（以下「本商標」という。）の使用許諾の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用対象商品）

第 2 条 本商標の使用対象は、別紙 1 に掲げる指定商品（指定役務）区分及び指定商品（指定役務）（以下「本商品」という。）とする。

（商標権）

第 3 条 本商標に関する一切の権利は、香川県に属する。

（使用条件）

第 4 条 本商標を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当すること。

- 一 「さぬき讃レモン」登録生産者（以下「登録生産者」という。）
- 二 「さぬき讃レモン」を扱う加工事業者、流通販売事業者
- 三 その他知事が必要と認めるもの

（使用上の注意）

第 5 条 本商標は、商標法（昭和 3 4 年法律第 1 2 7 号）に基づく商標登録として承諾された本商品のみに使用すること。

- 2 本商標の使用は、非独占的になされるものとする。
- 3 その他、本商標の使用に当たっては、以下の各号の条件を全て遵守すること
 - 一 本商標の使用によって、本商品について誤認又は混同を生じさせないこと
 - 二 本商標を、自己のシンボルマーク又は商標として使用しないこと
 - 三 本商標自体を商品化しないこと

（使用の許諾の申請）

第 6 条 本商標を使用して商品を製造又は販売する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、使用許諾申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。ただし、本商標の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 県及びかがわ農産物流通消費推進協議会会員が販売及び P R の目的で使用する場合
 - 二 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
 - 三 その他知事が必要と認める場合
- 2 使用者は、本商標とともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について、著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものであることを保証すること。

(使用の許諾等)

第7条 知事は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、審査の上、使用許諾書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 本商標の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、知事はこれを許諾しない。

- 一 「さぬき讃レモン」のイメージを損なうおそれがある場合
- 二 消費者の利益を害するおそれがある場合
- 三 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- 四 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 五 その他、知事が許諾することが不適当と認めた場合

3 知事は、許諾を行うに当たり、必要と認める場合には、条件を付することができる。

(表示の義務等)

第8条 本商標は、登録生産者等が生産した本商品に限り、収容する容器又は包装紙に表示することができる。その場合、シールに印刷し、及び本商品に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

2 本商標の使用者は、本商品の販売またはPRを行う場合に限り、当該商標を表示することができる。

(使用料)

第9条 本商標の使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 本商標の使用に関する事故又は苦情については、商標の使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

2 香川県は、本商標の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

3 使用者は、本商標を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、香川県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

4 使用者は、本商標の使用に際して故意又は過失により香川県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を香川県に賠償しなければならない。

5 香川県は、この要領により本商標の使用の許諾を行った者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(情報の公開)

第11条 知事は、本商標について、広く使用促進を図る観点から、本商標の使用許諾の状況等について、情報を公開することができる。

(使用の取消し)

第12条 知事は、第7条第1項に規定する許諾書の交付を受けた者が、第4条、第5条及び第

6 条第 2 項に掲げる条件に違反した場合、並びに、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた場合、その他本商標の使用継続が不適當であると認められる場合は、使用許諾を取消し、又は本商標を使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

2 前項の規定により、使用許諾が取り消された場合、当該取消の日から使用することはできないものとする。

3 前 2 項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(使用期間)

第 13 条 本商標の使用を許諾することができる期間は、3 年以内とする。

2 使用者は、前項の期間終了後、引き続き当該許諾に係る本商標を使用しようとするときは、使用許諾期間が満了する 60 日前までに、知事に使用許諾申請書を提出するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第 14 条 本商標の使用者は、現在および将来にわたって、次の各号について表明、確約する。

一 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはその他これらに準ずる者、またはそれらと密接な関係を有する者（以下総称して「反社会的勢力等」という）ではないこと

二 反社会的勢力等が、経営を支配していると認められる関係を有しないこと

三 反社会的勢力等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

四 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有しないこと

五 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと

六 役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

2 本商標の使用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計または威力を用いて香川県の信用を毀損し、または香川県の業務を妨害する行為

五 反社会的勢力等に対し、自己の名義を利用させる行為

六 その他前各号に準ずる行為

3 本商標の使用者は、下請けまたは再委託先業者（下請けまたは再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約する。

一 下請けまたは再委託先業者が、現在および将来にわたって、第 1 項各号に反しないこと

二 下請けまたは再委託先業者が、前項各号のいずれの行為も行わないこと

- 三 下請けまたは再委託先業者が、前各号に反したことが判明した場合には、直ちに当該業者との契約を解除し、または契約解除のための措置をとること
- 四 下請けまたは再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請けまたは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を香川県に報告し、捜査機関への通報に協力すること
- 4 本商標の使用者が、前3項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、または前3項の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、香川県は、催告または自己の債務の履行の提供をしないで、直ちに本商標の使用を解除することができる。
- 5 本商標の使用者が、第1項、第2項および第3項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、または第1項、第2項および第3項の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、香川県からの何らかの催告または通知がなくとも、本商標の使用から生じる香川県に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに一括して香川県に弁済しなければならない。
- 6 第4項の定めにより本商標の使用が解除された場合、本商標の使用を解除された使用者は、解除によって香川県が被った損害の一切を賠償するものとする。
- 7 第4項の定めにより本商標の使用が解除された場合、香川県は、解除によって本商標の使用者が被った損害について、損害賠償金、違約金、補償金その他名目を問わず、賠償する義務を一切負わないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙1)(第2条関係)

本商標が使用可能な指定商品(指定役務)区分及び指定商品(指定役務)について

1 さぬき讃レモン

- 1) 登録商標 「さぬき讃レモン」
- 2) 商標登録出願番号 商願 2024-68065
- 3) 登録商標「さぬき讃レモン」の使用可能な指定商品区分及び指定商品
第31類 香川県産のレモン、香川県産のレモンの木、香川県産のレモンの苗木

2 さぬき讃レモンロゴマーク

- 1) ロゴマーク
(1) 商標登録出願番号 商願 2024-133547



さぬき讃レモン

- (2) 商標登録出願番号 商願 2020-138980
- (3) 「さぬき讃レモン」ロゴマークの使用可能な指定役務区分及び指定役務

第35類 商品の販売に関する情報の提供, 消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供, 被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

様式第1号（第4条関係）

登録商標「さぬき讃レモン（商標登録出願番号：商願 2024-68065）」及び同ロゴマーク（商標登録出願番号：商願 2024-133547）使用許諾申請書（新規・更新）

令和 年 月 日

香川県知事 様

申請者

所 在 地：

名称（フリガナ）：

代 表 者：

電 話 番 号：

F A X：

「さぬき讃レモン（商標登録出願番号：商願 2024-68065）」及び同ロゴマーク（商標登録出願番号：商願 2024-133547）の使用許諾を受けたいので、取扱要領第6条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用内容

2 借用期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 担当者

担当者名（フリガナ）：

電話番号：

E-mail：

4 その他

申請者（法人の場合は役員等を含む）は、香川県県有財産の売り払いにおける暴力団等の排除に関する要綱に定める暴力団等でないことを誓約します。

【添付書類】登録生産者が使用する際は、「さぬき讃レモン」生産者登録書の写しを添付すること

様式第2号（第7条関係）

登録商標「さぬき讃レモン（商標登録出願番号：商願 2024-68065）」及び同ロゴマーク（商標登録出願番号：商願 2024-133547）使用許諾書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

令和 年 月 日付けで使用許諾申請のあった登録商標「さぬき讃レモン（商標登録出願番号：商願 2024-68065）」及び同ロゴマーク（商標登録出願番号：商願 2024-133547 ）については、下記のとおり許諾します。

記

- 1 使用許諾番号： 第 号
- 2 使用許諾の有効期限：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

使用商標	
使用内容	

<扱い>さぬき讃レモンロゴマーク使用ガイドラインを添付すること。